

平成二十年五月八日提出  
質問第三五九号

一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する再  
質問主意書

提出者 鈴木宗男

一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する再

### 質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第二八一号）を踏まえ、再質問する。

- 一 一九九九年八月にキルギスで起きた日本人鉱山技師ら四人が誘拐された事件（以下、「日本人誘拐事件」という。）について、本年一月三十一日、キルギスの国会において、当時人質の解放交渉に携わっていた人物により、「日本人誘拐事件」が発生した際に日本政府が支払ったとされる身代金（以下、「身代金」という。）がキルギスの治安当局の人間によって山分けされていたとの証言（以下、「証言」という。）がなされた。現在外務省は「証言」の議事録（以下、「議事録」という。）の提供をキルギス国会に要請していると承知するが、「前回答弁書」では「平成二十年四月九日現在、キルギス共和国議会より御指摘の『議事録』の提供を受けるには至っていないが、その理由は明らかではない。」との答弁がなされている。では、二〇〇八年五月八日現在、「議事録」の提供はなされているのかどうか明らかにされた
- い。

- 二 一で、「議事録」の提供が未だなされていないのなら、その理由は何であると外務省は認識している

か。「前回答弁書」で外務省は「その理由は明らかではない」としているが、キルギス国会が「議事録」の提供に応じない理由について、外務省なりの見解を示されたい。

三 一で、「議事録」の提供が未だなされていないのなら、外務省としてキルギス側に対して「議事録」の提供を改めて申し入れているのか。申し入れているのなら、その直近の日にちを明らかにされたい。

四 外務省は「議事録」の入手を既に諦めたのか。

五 我が国として「身代金」を払っていない根拠について、「前回答弁書」で外務省は「日本政府として身代金を支払っていないことは、例えば、当時の外務大臣が平成十一年十一月九日の記者会見において述べている。」との答弁をしている。外務省HPによると、右答弁にある日に、当時の河野洋平外務大臣は記者からの「キルギス事件に関し、身代金を払ったとの報道があり、政府としてはそれを否定しているという経緯は承知しているが、身代金という形ではなく、人質を取りに行く車や対策本部等でキルギス政府にかかる費用を日本政府が財政的に負担したということはないか。」との質問に対して、「車両をどうしたか」というような詳細については承知していない。もし非常に意味のある御質問であれば、よく調べておく。」と答えているが、「日本人誘拐事件」の人質を迎えに行く車や、当時キルギス国大使館に設けられ

た現地対策本部（以下、「対策本部」という。）等において、本来ならばキルギス側が負担すべき費用を政府が肩代わりした事実があるか否かについて、右の河野大臣の答弁にある様に、外務省として詳細に調べているか。

六 五で、調べていないのなら、その理由を説明されたい。

七 外務省はあくまで「身代金」を支払った事実はないとしているが、今井正現沖縄大使が「日本人誘拐事件」発生当時、当時の内閣官房副長官の任にあった当方に対して「身代金」の説明をし、「身代金」支払の決裁を求めたことが確かにあるが、右について外務省の見解如何。

八 前回質問主意書でも指摘したが、「身代金」については、「対策本部」での支出の詳細について記録した文書（以下、「文書」という。）は既に外務省において廃棄されており、「文書」にどのような名称が付けられていたか、「文書」は何年間保存されていたか、「文書」に秘密指定はかけられていたのか、「文書」作成の責任者は誰であったのか等については一切わからないとの答弁がなされている。「身代金」が支払われ、それについて記録した文書がかつて外務省にあったにしても、既に廃棄されている可能性も考えられるところ、現在外務省において保管されている文書の中に「身代金」について書かれたものがない

ことをもって「身代金」を支払ったことを否定する根拠にはならないと考えるが、外務省の見解如何。

九 外務省は「身代金」支払の事実を否定する根拠として、当時のアカエフ大統領や河野外務大臣の発言を挙げている。しかし、それらはまさに当方のもとを訪れ、「身代金」の説明をし、決裁を求めた今井氏の行動と真つ向から食い違うものであるが、外務省はこの矛盾をどう説明するのか。外務省の認識を示されたい。

十 今井氏が「日本人誘拐事件」が発生した当時、当方に対して「身代金」の説明をし、決裁を求めた事実がないか、今井氏に確認をし、答弁することを再度求める。

右質問する。